

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年 8月24日
【会社名】	中央三井トラスト・ホールディングス株式会社
【英訳名】	Chuo Mitsui Trust Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 田 辺 和 夫
【本店の所在の場所】	東京都港区芝三丁目33番 1号
【電話番号】	03 (5445) 3500 (大代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部次長 鈴木 啓 介
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝三丁目33番 1号
【電話番号】	03 (5445) 3500 (大代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部次長 鈴木 啓 介
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目 8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目 8番20号)

1【提出理由】

当社は、平成21年11月6日開催の取締役会において、株主総会の承認及び関係当局の認可等を前提として、住友信託銀行株式会社との間で、平成23年4月を目処として株式交換の方法により経営統合することに向け、当社及び住友信託銀行株式会社との間でこれに関する基本合意書を締結することを決議いたしましたことに伴い、同日付で、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出いたしました。

今般、平成22年8月24日開催の取締役会の決議に基づき、同日、住友信託銀行株式会社との間で「株式交換契約書」を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

(1) 当該株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(3) 当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

株式交換の方法

株式交換に係る割当ての内容その他株式交換契約の内容

(4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

(5) 当該株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(6) 株式交換に係る割当ての内容が当該株式交換完全親会社の株式、社債、新株予約権、新株予約権付社債又は持分以外の有価証券に係るものである場合における当該有価証券の発行者についての事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は、(下線)を付して表示しております。

(訂正前)

(1) 当該株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	住友信託銀行株式会社
本店の所在地	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号
代表者の氏名	取締役社長 常陰 均
資本金の額 (平成21年9月30日現在)	342,037百万円
純資産の額 (平成21年3月31日現在)	(連結) 1,264,052百万円 (単体) 863,145百万円
総資産の額 (平成21年3月31日現在)	(連結) 21,330,132百万円 (単体) 20,735,842百万円
事業の内容	信託銀行業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(連結)

連結会計年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
経常収益(百万円)	853,365	1,095,650	1,062,122
経常利益(百万円)	170,171	136,985	29,609
当期純利益(百万円)	103,820	82,344	7,946

(単体)

事業年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
経常収益(百万円)	558,470	682,644	676,156
経常利益(百万円)	134,551	103,928	37,973
当期純利益(百万円)	81,813	69,924	38,936

(注)売上高に相当する項目として経常収益を記載しております。また、営業利益は、損益計算書上これに相当する項目がないため、記載しておりません。

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成21年9月30日現在)

大株主の名称	発行済株式の総数に占める持株数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6.12
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4.36
THE BANK OF NEW YORK MELLON AS DEPOSITARY BANK FOR DEPOSIT RECEIPT HOLDERS (常任代理人 住友信託銀行株式会社)	2.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1.34
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C AMERICAN CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行)	1.31

(3) 当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

株式交換の方法

会社法第767条に基づき、当社を株式交換完全親会社とし、住友信託銀行株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換の方法により行うことを予定しております（ただし、当グループ及び住友信託銀行グループの財務、税務、法務、事業等に関する調査及び検討の進捗状況・結果、国内外の関係当局の許認可等の取得・進捗状況等を勘案して、上記方法を変更する可能性があります。）。

本件株式交換の手続、条件及び日程等の詳細につきましては、今後協議のうえ決定いたします。

株式交換に係る割当ての内容その他株式交換契約の内容

本件株式交換に際して、当社が住友信託銀行株式会社の株主に交付する対価は、当社の株式とする予定です。株式交換比率その他株式交換に係る割当ての内容の詳細については、今後、両社がそれぞれ指名する外部専門家の評価・助言等を勘案し、協議のうえ決定いたします。

(4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

当社及び住友信託銀行株式会社は、本件株式交換に係る割当ての内容を決定するにあたり、両社それぞれが指名する外部専門家の評価・助言等を勘案し、協議のうえ決定することを予定しております。

(5) 当該株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（仮称）とする予定です。英文名称は「Sumitomo Mitsui Trust Holdings, Inc.」（仮称）とする予定です。
本店の所在地	住友信託銀行株式会社が現在他の事業者と共同で開発を進めている「丸の内1-4計画」ビル（東京都千代田区）とする予定です。なお、それまでの間は、住友信託銀行株式会社の東京本部ビル（東京都千代田区）とする予定です。
代表者の氏名	未定
資本金の額	未定
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	銀行持株会社

(6) 株式交換に係る割当ての内容が当該株式交換完全親会社の株式、社債、新株予約権、新株予約権付社債又は持分以外の有価証券に係るものである場合における当該有価証券の発行者についての事項
詳細については未定であり、今後協議のうえ決定いたします。

なお、本件株式交換に必要な事項は、今後協議のうえ決定いたします。本臨時報告書の未定事項については、決定次第、臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

(訂正後)

(1) 当該株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	住友信託銀行株式会社
本店の所在地	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号
代表者の氏名	取締役社長 常陰 均
資本金の額 (平成22年3月31日現在)	342,037百万円
純資産の額 (平成22年3月31日現在)	(連結) 1,449,945百万円 (単体) 1,100,690百万円
総資産の額 (平成22年3月31日現在)	(連結) 20,551,049百万円 (単体) 19,651,334百万円
事業の内容	信託銀行業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(連結)

連結会計年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
経常収益(百万円)	1,095,650	1,062,122	859,610
経常利益(百万円)	136,985	29,609	148,147
当期純利益(百万円)	82,344	7,946	53,180

(単体)

事業年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
経常収益(百万円)	682,644	676,156	485,189
経常利益(百万円)	103,928	37,973	127,506
当期純利益(百万円)	69,924	38,936	21,691

(注)売上高に相当する項目として経常収益を記載しております。また、営業利益は、損益計算書上これに相当する項目がないため、記載しておりません。

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成22年3月31日現在)

大株主の名称	発行済株式の総数に占める持株数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5.65
THE BANK OF NEW YORK MELLON AS DEPOSITARY BANK FOR DEPOSIT RECEIPT HOLDERS (常任代理人 住友信託銀行株式会社)	2.35
THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDON SECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	1.91
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	1.58

(3) 当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

株式交換の方法

会社法第767条に基づき、平成23年4月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社とし、住友信託銀行株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換の方法により行います。

株式交換に係る割当ての内容

ア．普通株式

本株式交換により住友信託銀行株式会社の普通株式1株について、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（現：中央三井トラスト・ホールディングス株式会社、以下同じ。）の普通株式1.49株を割当て交付します。

	住友信託銀行株式会社	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
株式交換に係る割当ての内容	1.49	1

（注）本株式交換により発行する三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の新株式数：普通株式数2,495,111,627株（予定）

上記の本株式交換により発行する三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の普通株式数は、平成22年3月31日現在における住友信託銀行株式会社の発行済普通株式の総数（1,675,128,546株）及び住友信託銀行株式会社が有する自己株式数（556,984株）に基づいて算定した普通株式数であり、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社が発行する新株式数は変動することがあります。

なお、住友信託銀行株式会社は、法令等に従い、本株式交換により三井住友トラスト・ホールディングス株式会社が住友信託銀行株式会社の発行済株式（三井住友トラスト・ホールディングス株式会社が有する住友信託銀行株式会社の株式を除く。）の全部を取得する時点の直前時までには有することとなる自己株式（本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって住友信託銀行株式会社が取得する自己株式を含みます。）の全部を消却する予定です。

イ．優先株式

本株式交換により住友信託銀行株式会社の第1回第二種優先株式1株について、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の第1回第七種優先株式1株を割当て交付します。三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の第1回第七種優先株式の発行要項に定める条件は、住友信託銀行株式会社の第1回第二種優先株式の発行要項に定める条件と実質的に同一のものとします。

その他株式交換契約の内容

住友信託銀行株式会社と当社が締結した株式交換契約の内容は、別添1のとおりであります。

(4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

普通株式

ア．算定の基礎

当社及び住友信託銀行株式会社は、普通株式に係る株式交換比率（以下「普通株式交換比率」）の算定にあたって公正性を確保するため、各社がそれぞれ両社から独立したファイナンシャル・アドバイザーに普通株式交換比率の分析を依頼することとし、当社は「JPモルガン証券株式会社（以下「J.P.モルガン」）及び野村證券株式会社（以下「野村證券」）を、住友信託銀行株式会社は「UBS証券会社（以下「UBS」）及び大和証券キャピタル・マーケット株式会社（以下「大和証券キャピタル・マーケット」）を本株式交換に係る普通株式交換比率の分析に関するファイナンシャル・アドバイザーとしてそれぞれ選定いたしました。

J.P.モルガン、野村證券、UBS及び大和証券キャピタル・マーケットによる普通株式交換比率の分析結果等につきましては、別添2「普通株式交換比率に係るファイナンシャル・アドバイザーの分析概要」をご参照下さい。

イ. 算定の経緯

当社はJ.P.モルガン及び野村證券による分析結果を参考に、住友信託銀行株式会社はUBS及び大和証券キャピタル・マーケットの分析結果を参考に、それぞれ各社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で普通株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、本日最終的に上記(3)記載の普通株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意・決定いたしました。

ウ. ファイナンシャル・アドバイザーとの関係

J.P.モルガン、野村證券、UBS及び大和証券キャピタル・マーケットは、それぞれ当社及び住友信託銀行株式会社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

優先株式

当社及び住友信託銀行株式会社は、住友信託銀行株式会社が発行している第1回第二種優先株式については、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社が新たに発行する第1回第七種優先株式において、住友信託銀行株式会社の第1回第二種優先株式の発行要項と実質的に同一の条件を発行要項に定めるとし、普通株式と異なり市場価格が存在しないことや住友信託銀行株式会社の第1回第二種優先株式がいわゆる社債型の優先株式であること等を総合的に勘案の上、住友信託銀行株式会社の発行する第1回第二種優先株式1株につき三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の第1回第七種優先株式1株を割当交付することで合意しております。

- (5) 当該株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 英文名称「Sumitomo Mitsui Trust Holdings, Inc.」
本店の所在地	住友信託銀行株式会社が現在他の事業者と共同で開発を進めている東京都千代田区丸の内一丁目4番2号他を所在地とする「(仮称)丸の内1-4計画」により建設されるビルの所在地とする予定です。なお、それまでの間は、住友信託銀行株式会社の東京本部ビルである東京都千代田区丸の内一丁目9番2号とする予定です。
代表者の氏名	代表取締役会長には常陰 均、代表取締役社長には田辺 和夫が就任する予定です。
資本金の額	261,608,725,000円
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	銀行持株会社

- (6) 株式交換に係る割当ての内容が当該株式交換完全親会社の株式、社債、新株予約権、新株予約権付社債又は持分以外の有価証券に係るものである場合における当該有価証券の発行者についての事項
該当事項はありません。

以上

株式交換契約書

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社（平成23年4月1日をもって商号を三井住友トラスト・ホールディングス株式会社に変更予定、住所：東京都港区芝三丁目33番1号、以下「甲」という。）及び住友信託銀行株式会社（住所：大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号、以下「乙」という。）は、平成22年8月24日付で、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

本契約の定めるところに従い、乙は、甲を乙の株式交換完全親会社、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」という。）を行い、甲は、本件株式交換により乙の発行済株式（但し、甲が有する乙の株式を除く。）の全部を取得する。

第2条（本件株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本件株式交換に際して、本件株式交換により甲が乙の発行済株式（但し、甲が有する乙の株式を除く。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の普通株主（但し、甲を除く。）に対し、乙の普通株式に代わり、その有する乙の普通株式の数の合計に1.49を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本件株式交換に際して、基準時の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の第1回第二種優先株式（以下「乙優先株式」という。）の株主（以下「乙優先株主」という。）（但し、甲を除く。）に対し、乙優先株式に代わり、その有する乙優先株式の数の合計と同数の甲の第1回第七種優先株式（その発行要項は別紙1記載のとおりとし、以下「甲優先株式」という。）を交付する。
3. 甲は、本件株式交換に際して、基準時における乙の普通株主（但し、甲を除く。）に対し、その有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式1.49株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
4. 甲は、本件株式交換に際して、基準時の乙の株主名簿に記載又は記録された乙優先株主（但し、甲を除く。）に対し、その有する乙優先株式1株につき、甲優先株式1株の割合をもって、甲優先株式を割り当てる。

第3条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本件株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

- | | |
|-----------|------------------------------|
| (1) 資本金 | 0円 |
| (2) 資本準備金 | 会社計算規則第39条第2項の規定に従い甲が別途定める金額 |
| (3) 利益準備金 | 0円 |

第4条（効力発生日）

本件株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成23年4月1日とする。但し、本件株式交換の手の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

第5条（株式交換契約承認株主総会）

1. 甲は、平成22年12月22日に開催予定の臨時株主総会及び甲の普通株主による種類株主総会において、本契約の承認を求めるものとする。
2. 乙は、平成22年12月22日に開催予定の臨時株主総会並びに乙の普通株主による種類株主総会及び乙優先株主による種類株主総会において、本契約の承認を求めるものとする。但し、会社法第325条で準用する会社法第319条第1項により、本契約の承認に関し乙優先株主による種類株主総会の決議があったものとみなされる場合は、この限りでない。
3. 本件株式交換の手の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、前二項に定める各株主総会の開催日を変更することができる。

第6条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日後効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、予め甲及び乙が協議し合意の上、これを行う。

第7条（剰余金の配当の限度額等）

1. 甲及び乙は、平成22年9月30日の最終のそれぞれの株主名簿に記載又は記録された普通株主又は普通株式に係る登録株式質権者に対し、それぞれ以下に定める金額を限度として、それぞれの従来の方針に基づき、剰余金の配当を行うことができる。
 - (1) 甲においては、1株当たり8円、総額13,267,410,136円
 - (2) 乙においては、1株当たり10円、総額16,751,285,460円
2. 乙は、平成22年9月30日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された乙優先株主又は乙優先株式に係る登録株式質権者に対し、1株当たり21円15銭、総額2,305,350,000円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、平成23年3月31日の最終のそれぞれの株主名簿に記載又は記録された普通株主又は普通株式に係る登録株式質権者に対し、それぞれ以下に定める金額に、第1項に定める金額から第1項に従い実施した剰余金の配当の金額を控除した金額を加えた合計額を限度として、それぞれの従来の方針に基づき、剰余金の配当を行うことができる。
 - (1) 甲においては、1株当たり8円、総額13,267,410,136円
 - (2) 乙においては、1株当たり10円、総額16,751,285,460円
4. 乙は、平成23年3月31日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された乙優先株主又は乙優先株式に係る登録株式質権者に対し、1株当たり21円15銭、総額2,305,350,000円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
5. 甲及び乙は、前各項に定める場合を除き、本契約締結後、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行うときは相手方の書面による同意を得るものとする。

第8条（自己株式の消却）

乙は、法令等に従い、基準時までには有することとなる自己株式（本件株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって乙が取得する自己株式を含む。）の全部を消却する。

第9条（効力発生日以後の甲の定款及び役員）

1. 甲は、第5条第1項に定める臨時株主総会（法令等上必要な場合は、同項に定める種類株主総会を含む。）において、本件株式交換がその効力を生ずることを条件として、効力発生日付で、商号を三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（英語表記はSumitomo Mitsui Trust Holdings, Inc.）へ変更する旨、本店所在地を東京都千代田区へ変更する旨、甲優先株式の内容を追加する旨、及びその他甲及び乙が合意する内容へ変更する旨の定款変更に関する決議を求める。
2. 甲及び乙は、効力発生日における甲の役員構成について別途協議し合意する。なお、甲の指名する取締役の数と乙の指名する取締役の数は同数とし、また、甲の指名する監査役の数と乙の指名する監査役の数も同数とする。甲は、第5条第1項に定める臨時株主総会において、本件株式交換がその効力を生ずることを条件として、効力発生日付で、上記合意に基づき新たに甲の取締役及び監査役に選任すべき者を、甲の取締役及び監査役に選任する旨の決議を求める。また、甲及び乙は、それぞれ、効力発生日における甲の役員構成を当該合意に基づく役員構成とするために必要となる一切の行為を行う。

第10条（乙の定款変更）

乙は、第5条第2項に定める臨時株主総会において、乙の定時株主総会の基準日に関する定款規定を、平成23年3月30日までに本契約が効力を失っていないこと及び本件株式交換が中止されていないことを条件として、平成23年3月30日付で削除する旨の定款変更に関する決議を求める。

第11条（乙の株主に対する議決権の付与）

甲は、効力発生日までに、本件株式交換に際して甲の普通株式の割当交付を受けた乙の普通株主に対し、会社法第124条第4項に基づき、本件株式交換がその効力を生ずることを条件として甲の平成23年6月開催予定の定時株主総会における議決権を付与する旨の取締役会決議を行う。但し、第10条に定める定款変更に関する議案が第5条第2項に定める乙の臨時株主総会において承認可決されなかった場合は、この限りではない。

第12条（本件株式交換の条件の変更及び本件株式交換の中止）

1. 本契約締結日後効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態若しくは経営成績又は権利義務に重大な変動が生じた場合、本件株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本件株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本件株式交換を中止することができる。
2. 甲又は乙の第5条に定める株主総会において、第9条及び第10条に定める決議の全部又は一部が受けられなかった場合には、本契約のいずれの当事者も、相手方当事者との協議を経て、本件株式交換を中止することができる。

第13条（本契約の効力）

本契約は、甲若しくは乙の第5条に定める株主総会において本契約の承認が受けられない場合、又は法令等に定められた本件株式交換の実行に必要な関係官庁の承認等が得られない場合は、その効力を失う。

第14条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本件株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

（以下余白）

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年8月24日

甲 東京都港区芝三丁目33番1号
中央三井トラスト・ホールディングス株式会社

取締役社長 田辺 和夫

乙 大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社

取締役社長 常陰 均

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
第1回第七種優先株式発行要項

1.株式の種類

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社第1回第七種優先株式（以下「本優先株式」という。）

2.優先配当金

当社は、当会社定款第49条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、本優先株式を有する株主（以下「本優先株主」という。）または本優先株式の登録株式質権者（以下「本優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、本優先株式1株につき42円30銭の剰余金（以下「本優先配当金」という。）を金銭で配当する。ただし、当該配当の基準日が属する事業年度中に設けられた基準日より、第3項に定める本優先中間配当金の全部または一部および第4項に定める本優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。

ある事業年度において本優先株主または本優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が本優先配当金に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

本優先株主または本優先登録株式質権者に対しては本優先配当金の額を超えて配当はしない。

3.優先中間配当金

当社は、当会社定款第50条に定める中間配当を行うときは、本優先株主または本優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき21円15銭の金銭（以下「本優先中間配当金」という。）を支払う。ただし、当該中間配当の基準日前に、当該基準日が属する事業年度中に設けられた基準日より、次項に定める本優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。

4.優先臨時配当金

当社は、当会社定款第49条第2項に定める剰余金の配当を行うときは、本優先株主または本優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき経過期間相当額（当該配当の基準日（以下「本臨時配当基準日」という。）の属する事業年度の初日（同日を含む。）から本臨時配当基準日（同日を含む。）までの日数を365で除した数に本優先配当金の額を乗じて計算される額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）をいう。）の金銭（以下「本優先臨時配当金」という。）を支払う。ただし、本臨時配当基準日前に、当該基準日が属する事業年度中に設けられた基準日より、本優先中間配当金の全部または一部および別の本優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。

5.残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、本優先株主または本優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき1,000円を支払う。

前号に定めるほか、本優先株主または本優先登録株式質権者に対しては残余財産の分配はしない。

6.優先株式の併合または分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割は行わない。

当社は、本優先株主には募集株式の割当てを受ける権利および募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。また、本優先株主には株式無償割当ておよび新株予約権無償割当てを行わない。

7.本優先株式の金銭を対価とする取得条項

当社は、本優先株式については、平成26年10月1日以降の日であって、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）に、1株につき1,000円に経過配当相当額（取得日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの日数を365で除した数に本優先配当金の額を乗じて計算される額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）をいい、当該事業年度中に、取得日の前日（同日を含む。）までに設けられた基準日により、本優先中間配当金の全部または一部および本優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。）を加算した価額に相当する金銭の交付と引換えに、その一部または全部を取得することができる。

前号に基づき本優先株式の一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法によりこれを行う。

8.議決権

本優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、本優先株主は第2項第1号の定めによる本優先配当金（以下本項において同じ。）を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より、本優先配当金を受ける旨の決議ある時までには議決権を有する。

9.優先順位

本優先配当金、本優先中間配当金、本優先臨時配当金および本優先株式の残余財産の支払順位は、当社の発行する他の種類の優先株式（当会社定款第6条に定める優先株式をいう。）と同順位とする。

10.配当の除斥期間

配当財産は、その交付開始の日から5年を経過してもなお受領されないときは、当社はその交付義務を免れる。

（注）本要項における当会社定款の条文番号は、本契約の締結日現在の当会社定款における条文番号である。本件株式交換に伴い、当会社定款の条文番号が変更された場合は、相当する条文番号に適宜読み替えるものとする。

普通株式交換比率に係るファイナンシャル・アドバイザーの分析概要

J.P.モルガンは、両社について、市場株価平均法による算定を行うとともに、中央三井トラスト・ホールディングスからJ.P.モルガンに対して提出された両社の経営陣により作成されたそれぞれの財務予測に基づくDDM（ディビデンド・ディスカウント・モデル）法による算定、公開情報及び各社の財務予測に基づく貢献度分析による算定を行いました。各手法により、以下の普通株式交換比率の算定レンジが示されました。なお、以下の普通株式交換比率の算定レンジは、住友信託銀行普通株式1株について割当て交付する三井住友トラスト・ホールディングス（現：中央三井トラスト・ホールディングス）普通株式数の算定レンジを記載したものです。

なお、市場株価平均法については、普通株式交換比率等に関する憶測報道がなされた平成22年8月18日の前営業日である平成22年8月17日を基準日として、両社の株価終値、基準日から遡る1ヶ月間及び3ヶ月間の両社の終値平均株価を、算定の基礎としております。

	採用手法	普通株式交換比率の算定レンジ
1	市場株価平均法	1.48～1.52
2	DDM法	1.45～1.53
3	貢献度分析	1.36～1.59

また、J.P.モルガンは平成22年8月23日付で、以下の前提条件とその他の一定の条件のもとに、本株式交換における普通株式交換比率が中央三井トラスト・ホールディングスにとって当該日付現在において財務的見地から公正である旨の意見表明を中央三井トラスト・ホールディングスの取締役会に提出しております。当該意見表明書は、中央三井トラスト・ホールディングスの取締役会による本株式交換の評価に関連し、且つかかる評価を目的として中央三井トラスト・ホールディングスの取締役会に提出されたものです。当該意見表明書は、本株式交換その他の事項に関して、中央三井トラスト・ホールディングスの株主に対して、どのように議決権を行使すべきかの推奨を行うものではありません。

J.P.モルガンは、当該意見表明及びその基礎となる普通株式交換比率算定を行うにあたり、公開情報、中央三井トラスト・ホールディングス若しくは住友信託銀行から提供を受けた情報又は中央三井トラスト・ホールディングス若しくは住友信託銀行と協議した情報及びJ.P.モルガンが検討の対象とした、又はJ.P.モルガンのために検討されたその他の情報の一切についてその正確性及び完全性に依拠しており、独自にその検証を行ってはいません（又は独自にその検証を行う責任も義務も負っていません）。J.P.モルガンは、中央三井トラスト・ホールディングス又は住友信託銀行のいかなる資産及び負債についての評価又は査定も行っておらず、また、そのような評価又は査定の提供も受けておらず、更に、倒産、支払停止又はそれらに類似する事項に関する適用法令の下での中央三井トラスト・ホールディングス及び住友信託銀行の信用力についての評価も行っておりません。J.P.モルガンは、提出された又はそれらに基づき算出された財務分析や予測に依拠するにあたっては、それらが、当該分析又は予測に関連してなされた中央三井トラスト・ホールディングス及び住友信託銀行の経営陣による将来の業績や財務状況についての意見表明時点で考えられる最善の見積もりと判断に基づいて合理的に作成されていることを前提としています。J.P.モルガンは、かかる分析若しくは予測又はそれらの根拠となった前提については、何ら見解を表明するものではありません。

J.P.モルガンの当該算定及び意見表明は、必然的に、平成22年8月23日付現在でJ.P.モルガンが入手している情報及び同日現在の経済、市場、その他の状況に基づいています。当該算定及び意見表明がなされた後の事象により、当該算定結果及び意見表明が影響を受けることがあります。J.P.モルガンはその算定結果及び意見を修正、変更又は再確認する義務を負いません。当該意見表明書は、本株式交換における普通株式交換比率が中央三井トラスト・ホールディングスにとって財務的見地から公正であることについて意見表明するにとどまり、中央三井トラスト・ホールディングスの他の種類の有価証券の保有者、債権者、その他の構成員にとって本株式交換が公正であることについて意見を述べるものではなく、また本株式交換を実行するという中央三井トラスト・ホールディングスの決定の是非について意見を述べるものではありません。J.P.モルガンは、将来において取引される三井住友トラスト・ホールディングス（現：中央三井トラスト・ホールディングス）普通株式又は住友信託銀行普通株式の株価に関し、意見を述べるものではありません。

J.P.モルガンより、その算定及び意見の前提条件・免責事項に関して補足説明を受けております。その詳細は、(注1)の記載をご参照下さい。

(注1)

J.P.モルガンは、本株式交換及び本経営統合の諸条件が定められた契約書（以下「本契約書」）により意図される他の取引が、日本の法人税上、非課税組織再編として適格であること、及び本契約書に規定されたとおりに実行されること、並びに本契約書の最終版はJ.P.モルガンに提出されたその案文といかなる重要な点においても相違しないことも前提としております。J.P.モルガンは、本契約書及び関連する契約で中央三井トラスト・ホールディングス及び住友信託銀行が行った表明と保証が、J.P.モルガンの分析にとって重要なあらゆる点において現在及び将来に亘り真実かつ正確であること、並びに中央三井トラスト・ホールディングスが本契約書又は関連する契約に規定された、J.P.モルガンの分析にとって重大な金額となる補償義務を負うおそれがないことも前提としております。J.P.モルガンは、法務・当局による規制・税務の専門家ではなく、それらの点については中央三井トラスト・ホールディングスのアドバイザーの判断に依拠しております。更に、J.P.モルガンは、本株式交換の実行に必要な全ての重要な政府、規制当局その他の者の同意又は許認可が、中央三井トラスト・ホールディングス若しくは住友信託銀行又は本株式交換の実行により期待される利益に悪影響を与えることなく取得されることも前提としております。

中央三井トラスト・ホールディングスからJ.P.モルガンに対して提出された中央三井トラスト・ホールディングス及び住友信託銀行の各財務予測は、それぞれ中央三井トラスト・ホールディングス及び住友信託銀行の経営陣により作成されました。中央三井トラスト・ホールディングス及び住友信託銀行のいずれも、J.P.モルガンによる本株式交換の分析に関連してJ.P.モルガンに提出した内部財務予測を、一般には公表しておらず、またこれらの財務予測は一般に公開することを目的として作成されておられません。これらの財務予測は、本質的に不確実であり、かつ経営陣が制御できない多くの変数及び前提条件（一般経済、競争条件及び現行利子率に關係する要因を含みますがこれらに限られません。）に依拠しております。そのため、実際の業績は、これらの財務予測から大幅に変更される可能性もあります。

更に、J.P.モルガンは、本株式交換のいかなる当事者の役員、取締役若しくは従業員、又はいかなる役職につく関係者についても本株式交換における普通株式交換比率に関連する報酬の金額又は性質に関して意見を述べるものではなく、又は当該報酬が公正であることに関して意見を述べるものではありません。

上記の一定の重要な財務分析の概要は、J.P.モルガンによる分析又はデータを全て記載したものではありません。当該意見表明書の作成は複雑な過程であり、その一部分の分析結果又は要約の記載は必ずしも適切ではありません。J.P.モルガンの分析は全体として考慮される必要があり、その分析を全体として考慮することなく、一部分の要約及び分析を選択することは、J.P.モルガンの分析及び意見の基礎となる過程について不完全な理解をもたらす恐れがあります。J.P.モルガンは、その意見に至るにあたり、ある限られた分析又は要因を特別に重視することなく、また個別に検討したそれぞれの分析又は（プラス若しくはマイナスの）要因がJ.P.モルガンの意見を裏付けたか又は裏付けることができなかつたかについての意見は述べておりません。むしろ、J.P.モルガンは、意見を決定するにあたり、その要素及び分析を全体的に考慮しました。将来の業績予想に基づく分析は、両社及びそのアドバイザーが制御できない多くの要因及び事象を前提とするため、本質的に不確実性が伴います。そのため、J.P.モルガンが使用した予想及びJ.P.モルガンによる分析は、必ずしも将来の実際の業績を示すものではありません（実際の業績はかかる分析が示すよりも著しく良い場合も著しく悪い場合もありえます。）。さらに、J.P.モルガンの分析は、事業が実際に売買される場合の価格の評価又はこれを反映したのものではなく、それらを意味するものでもありません。

J.P. モルガンは本株式交換に関する中央三井トラスト・ホールディングスのファイナンシャル・アドバイザーであり、ファイナンシャル・アドバイザーとしての業務の対価として中央三井トラスト・ホールディングスから報酬を受領する予定ですが、報酬の相当部分は本株式交換が実行された場合にのみ発生します。更に、中央三井トラスト・ホールディングスは、J.P. モルガンに対して、カウンセルの報酬及び支払金を含む、業務に関連して生じた経費を支払い、またかかる業務からJ.P. モルガンに生じ得る一定の責任についてJ.P. モルガンに補償することに同意しています。J.P. モルガン及びその関係会社は、中央三井トラスト・ホールディングス又は住友信託銀行のために商業銀行業務又は投資銀行業務を行っております。当該意見表明書の日付までの2年間において、J.P. モルガンは、中央三井信託銀行による永久劣後債務の買入消却取引における代理人を務め、また、中央三井トラスト・ホールディングス又は住友信託銀行との間で、各種デリバティブ取引を行い、通常の報酬を受領しております。更に、J.P. モルガンの商業銀行業務を行う関連会社は、資金管理業務の対価として中央三井トラスト・ホールディングス又は住友信託銀行から通常の報酬又はその他の金銭的利益を受領しております。J.P. モルガン及びその関係会社は、その通常の業務において、中央三井トラスト・ホールディングス又は住友信託銀行が発行した債券又は株式の自己勘定取引又は顧客勘定取引を行うことがあり、したがって、J.P. モルガン及びその関係会社は随時、これらの有価証券の買持ちポジション又は売持ちポジションを保有する可能性があります。

野村證券は、中央三井トラスト・ホールディングス及び住友信託銀行について、市場株価平均法、類似会社比較法、配当割引モデル分析法（DDM法）及び貢献度分析による算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。下記の普通株式交換比率の算定レンジは、住友信託銀行の普通株式1株に割り当てられる三井住友トラスト・ホールディングス（現：中央三井トラスト・ホールディングス）の普通株式数のレンジを記載したものです。

なお、市場株価平均法については、平成22年8月17日（以下「基準日」）を基準として、基準日の株価終値、平成22年8月11日から基準日までの5営業日の株価終値平均、平成22年8月2日（両社による平成23年3月期第1四半期の決算発表日後）から基準日までの12営業日の株価終値平均、平成22年7月20日から基準日までの1ヶ月間の株価終値平均、平成22年5月18日から基準日までの3ヶ月間の株価終値平均及び平成22年2月18日から基準日までの6ヶ月間の株価終値平均に基づき算定いたしました。

	採用手法	普通株式交換比率の算定レンジ
1	市場株価平均法	1.48 ~ 1.53
2	類似会社比較法	1.21 ~ 1.59
3	DDM法	1.38 ~ 1.58
4	貢献度分析	1.12 ~ 1.68

野村證券は、普通株式交換比率の算定に際して、中央三井トラスト・ホールディングスから提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、中央三井トラスト・ホールディングス、住友信託銀行及びそれらの関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っており、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。野村證券の普通株式交換比率算定は、平成22年8月23日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、中央三井トラスト・ホールディングス及び住友信託銀行の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、中央三井トラスト・ホールディングス及び住友信託銀行の各々の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

なお、野村證券は、平成22年8月23日付にて、上記の前提条件その他一定の前提条件のもとに、合意された住友信託銀行の普通株式1株に割り当てる中央三井トラスト・ホールディングスの普通株式数が中央三井トラスト・ホールディングスの普通株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書を中央三井トラスト・ホールディングスに対して交付しております。

UBSは、下記で言及される意見書を作成する過程において、市場株価分析、類似上場会社比較分析、貢献度分析、ディスカунテッド・キャッシュフロー分析（以下「DCF分析」）を行いました。市場株価分析においては、2010年8月17日（本経営統合における普通株式交換比率に関し一部報道機関による憶測報道がなされた日の前日）を基準日として、基準日の中央三井トラスト・ホールディングスおよび住友信託銀行の株価終値、基準日から遡る1週間、1ヶ月間、3ヶ月間および6ヶ月間における両社の株価終値の平均値に基づき、中央三井トラスト・ホールディングスの市場株価に対する住友信託銀行の市場株価の比率（以下「市場株価比率」）の範囲が導き出されています。DCF分析においては、中央三井トラスト・ホールディングスおよび住友信託銀行の株式価値ならびに本経営統合の結果生じることが予測されるシナジーの株式価値相当額の範囲を算出し、DCF分析から得られた情報の中から、それらの株式価値を用いて、想定される普通株式交換比率（以下「インプライド比率」）が算定されています。DCF分析は、中央三井トラスト・ホールディングスおよび住友信託銀行の経営陣が作成し、UBSによる利用につき住友信託銀行の取締役会が指示した財務予測および見通しを用いて、両社の普通株主に帰属する将来のキャッシュフロー（純利益に必要な資本を維持するための調整を行ったもの）の予測に基づいて行われました。市場株価分析の要約およびDCF分析から得られたインプライド比率の範囲は、以下の表に記載されています。なお、UBSは、実施した全ての分析結果を考慮したものの、類似上場会社比較分析および貢献度分析に基づいたインプライド比率の算定は行っておりません。

分析手法	市場株価比率/インプライド比率	
市場株価分析		
基準日	1.48	
1週間平均	1.50	
1ヶ月平均	1.52	
3ヶ月平均	1.49	
6ヶ月平均	1.53	
DCF分析	1.06	~ 1.68

UBSは2010年8月24日付で、本株式交換契約書において合意された普通株式交換比率が住友信託銀行の普通株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（以下「UBS意見書」）を、住友信託銀行の取締役会に対して提供しております。UBS意見書におけるUBSの意見は、当該意見書に記載された様々な重要な前提条件、免責事項、考慮した事項および制限（（注2）に記載されるものを含む）に基づき、またそれらを前提としております。UBSのアドバイザー・サービスおよびUBS意見書は、住友信託銀行の取締役会が本株式交換を検討する際の情報提供および支援を目的として提供されたものであり、UBS意見書は、住友信託銀行の普通株主による本株式交換またはその他のいかなる事項に関する議決権行使に対しても、何らかの推奨を行うものではありません。また、UBSは、特定の普通株式交換比率を唯一適切なものとして住友信託銀行またはその取締役会に対して推奨することはしておりません。

UBSの分析および意見は必然的に、2010年8月24日における経済環境、金融環境、市場環境、その他の状況、および当該日現在においてUBSが入手可能な情報に基づいており、UBSは、当該日以降に発生するいかなる事情、変化または事由によっても、その分析または意見を更新、改訂もしくは再確認する責任を負うものではありません。中央三井トラスト・ホールディングスおよび住友信託銀行の経営陣により作成され、UBSの分析のために利用することを住友信託銀行の取締役会が指示したシナジーを含む両社の将来の財務予測および見通しについて、UBSは、住友信託銀行の取締役会の指示により、それらが中央三井トラスト・ホールディングスおよび住友信託銀行の経営陣により現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に作成されたものであることを前提としております。更に、UBSは、住友信託銀行の取締役会の承認を得て、それらのシナジーを含む財務予測および見通しが、想定された時間軸および金額により達成されることを前提としております。

(注2)

UBSは、本経営統合に関する住友信託銀行のファイナンシャル・アドバイザーを務めており、そのサービスの対価として手数料（その支払いの一部は本株式交換の完了を条件としており、また、その他一部の支払いについては住友信託銀行、中央三井アセット信託銀行株式会社および中央三井信託銀行株式会社の合併の完了を条件としております）を受領する予定です。また、住友信託銀行は、UBSのファイナンシャル・アドバイザー業務から生じる一定の債務についてUBSに対し補償することに同意しております。UBSおよびUBSの関係会社は、過去において、(i)住友信託銀行の完全子会社である住信リース株式会社と、住信・パナソニックファイナンシャルサービス株式会社との合併や(ii)住友信託銀行による日興アセットマネジメント株式会社の買収において、住友信託銀行のファイナンシャル・アドバイザーを務めるなど、本経営統合以外においても中央三井トラスト・ホールディングスおよび住友信託銀行ならびに両社の関係会社に対して投資銀行サービスを提供し、かかるサービスに対して報酬を受領しております。UBSおよびUBSの関係会社は、通常の証券業務において、自社勘定または顧客勘定を通じて、中央三井トラスト・ホールディングスまたは住友信託銀行もしくは両社の関係会社の有価証券に関して保有または取引を行う可能性があり、従って、随時かかる有価証券に関してロング・ポジションまたはショート・ポジションを持つことがあります。UBS意見書の提供については、UBSおよびUBS Securities LLCが権限を付与したそれぞれの委員会の承認を受けております。上記の要約は、UBS意見書に関連してUBSが行った全ての分析およびUBSが検討した全ての要素の完全な記述ではありません。財務的な意見書の作成過程は主観的な判断を伴う複雑なものであり、部分的な分析または要約説明は必ずしも適切ではありません。UBSは、UBSが行った分析（その一部は上記に要約されています）は全体として考慮される必要があり、分析の一部のみを選択し、または表形式で表示された情報に焦点を当てることにより、UBSの分析および意見の基礎をなす過程に対する不完全な見解をもたらす可能性があると考えています。UBSは、意見書の作成にあたり実施した分析のうち、一つの要素または手法のみから、もしくはそれらに関して単独で結論を引き出すのではなく、実施した全ての分析結果およびそれらの分析の総合的な判断に基づいて、最終的な意見に達しました。

UBS意見書は、住友信託銀行が取りうる他の事業戦略または取引と比較した場合における本経営統合または本経営統合に関連する取引の利点について意見を述べるものでなく、また住友信託銀行が本経営統合または本経営統合に関連する取引を実行するという決定の基礎をなす事業上の意思決定について意見を述べるものでもありません。住友信託銀行の取締役会は、(i) UBS意見書に明示される限りにおける普通株式交換比率に関する意見を除き、本経営統合の諸条件が定められた契約書（以下「本契約書」）の条件もしくは本経営統合または本経営統合に関連する取引の内容について、または(ii)住友信託銀行の普通株主以外の、住友信託銀行のあらゆる有価証券保有者、債権者またはその他の有権者にとっての公正性その他の考慮すべきいかなる事項についても、UBSに意見を述べることを依頼しておらず、またUBSもそのような意見は述べておりません。更に、UBSは、普通株式交換比率に関連して本経営統合の当事者の役員、取締役または従業員、もしくはこれらと同様の者に対して支払われる報酬の金額や性質の公正性に関する意見も述べておりません。また、UBSは、本経営統合公表後の住友信託銀行普通株式の取引価格、本経営統合に従い発行される三井住友トラスト・ホールディングス普通株式の価値、もしくは三井住友トラスト・ホールディングス普通株式、中央三井トラスト・ホールディングス普通株式または住友信託銀行普通株式のいかなる時点における取引価格についても意見を述べておりません。UBSは、UBS意見書を提出するにあたり、住友信託銀行の同意を得て、(i)最終的に締結される本契約書の内容が、UBSが確認した草案と重要な点において差異がないこと、(ii)本契約書の当事者が本契約書の全ての重要な条件を遵守すること、および(iii)本経営統合が、本契約書の条件に従い、本契約書の重要な条項や条件について悪影響を与えるようないかなる権利放棄や修正もなされることなく実行されることを、それぞれ前提としております。また、UBSは、本経営統合の実行に必要な全ての政府、監督官庁その他の機関による同意あるいは許認可が、中央三井トラスト・ホールディングス、住友信託銀行または本経営統合に対して重要な悪影響を与えることなく得られることを前提としております。UBSは、住友信託銀行との取引に第三者が関心を示すよう勧誘する権限を付与されておらず、またそのような勧誘を行っておりません。

UBSは、住友信託銀行の取締役会の同意を得て、UBS意見書の作成にあたりUBSに提供され、またはUBSが検討した情報が、全ての重要な点において正確かつ完全であることを前提としてこれらに依拠しており、それらに関して独自の検証を行っておりません。更に、UBSは、住友信託銀行の取締役会の同意を得て、中央三井トラスト・ホールディングスまたは住友信託銀行の資産または負債（偶発的か否かを問いません）について独自の評価または鑑定を行っておりません。またそのような評価または鑑定の提供も受けておりません。UBSは、融資やリースのポートフォリオまたはそれらに関連する損失の引当金等、個々の金融資産の評価における専門家ではなく、個々の信用情報の検証を行うことを依頼されておらず、また当該検証を行っておりません。またUBSは、中央三井トラスト・ホールディングスおよび住友信託銀行の当該引当金は、総計で、当該損失を補填するのに適切であるとの説明を受けそれを前提としています。

UBS意見書は、日本において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「日本会計基準」）に従って作成された財務情報に基づいています。UBSは、分析にあたり、国際財務報告基準に従って中央三井トラスト・ホールディングスまたは住友信託銀行が作成した財務情報を検討しておらず、日本会計基準と国際財務報告基準の差異を一切考慮に入れておりません。またUBSは、住友信託銀行の同意を得て、本経営統合が日本の所得税および法人税の目的上、非課税の組織再編に適格であることを前提としております。UBS意見書は必然的に、UBS意見書の日付現在における経済環境、金融環境、市場環境、その他の状況、および当該日現在においてUBSが入手可能な情報に基づいております。

大和証券キャピタル・マーケットは、市場株価分析及びDCF分析を行いました。各分析手法による結果は下記のとおりです。下記の普通株式交換比率のレンジは、住友信託銀行の普通株式1株に対して割り当てられる三井住友トラスト・ホールディングス（現：中央三井トラスト・ホールディングス）の普通株式の数を記載したものです。

なお、市場株価分析については、平成22年8月17日を基準日として、当該基準日の株価終値、基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の株価終値平均を参照しています。

採用手法		普通株式交換比率の評価レンジ		
1.	市場株価分析	1.48	～	1.53
	基準日			1.48
	基準日直近1ヶ月間			1.52
	基準日直近3ヶ月間			1.49
	基準日直近6ヶ月間			1.53
2.	DCF分析	1.36	～	1.55

大和証券キャピタル・マーケットは、普通株式交換比率の分析に際して、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性及び完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負いません。大和証券キャピタル・マーケットは、住友信託銀行及び中央三井トラスト・ホールディングス並びにそれらの関係会社の全ての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、これらに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。大和証券キャピタル・マーケットは、提供された事業計画及び財務予測その他将来に関する情報が、住友信託銀行及び中央三井トラスト・ホールディングスそれぞれの経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的な手続に従って作成されていることを前提としており、住友信託銀行の同意を得て、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しています。大和証券キャピタル・マーケットの分析は、平成22年8月23日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提とし、当該日付現在までに大和証券キャピタル・マーケットが入手可能な情報に依拠しています。

大和証券キャピタル・マーケットは、住友信託銀行の取締役会に対して、平成22年8月23日付で、上記の前提条件その他一定の前提条件のもとに合意された住友信託銀行の普通株式1株に割り当てる三井住友トラスト・ホールディングスの普通株式数が、住友信託銀行の普通株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書を交付しています。

以上

(注) 住友信託銀行株式会社の米国株主のための米国証券規制上の注意文言

当社は、住友信託銀行株式会社との経営統合計画に関連して、フォームF - 4による登録届出書を米国証券取引委員会（以下「SEC」といいます。）にファイルする可能性があります。フォームF - 4をファイルすることとなった場合、フォームF - 4には目論見書及びその他の文書が含まれることとなります。フォームF - 4が提出され、その効力が発生した場合、当該経営統合を承認するための議決権行使が行われる予定である住友信託銀行株式会社の株主総会の開催日前に、フォームF - 4の一部として提出された目論見書が、住友信託銀行株式会社の米国株主に対し発送される予定です。フォームF - 4がファイルされることとなった場合、ファイルされるフォームF - 4及び目論見書（その後の修正を含みます。）には、当社及び住友信託銀行株式会社に関する情報、経営統合計画ならびに本案件の条件を含む関連情報などの重要な情報が含まれることとなります。住友信託銀行株式会社の米国株主におかれましては、株主総会において当該経営統合計画に対する判断をなされる前に、当該経営統合計画に関連してSECにファイルされた又はファイルされるフォームF - 4、目論見書及びその他の文書（その後の修正を含みます。）を注意してお読みになるようお願いいたします。フォームF - 4がファイルされた場合、当該経営統合計画に関連してSECへファイルされるフォームF - 4、目論見書及びその他の全ての文書は、ファイル後にSECのウェブサイト（www.sec.gov）から無料で入手することができます。また、当該経営統合計画に関連してSECへファイルされる目論見書及びその他の全ての文書は、当社（Fax 番号 +81-3-5232-8716）または住友信託銀行株式会社（Fax 番号 +81-3-3286-4654）に対してファックスで請求することにより無料で住友信託銀行株式会社の米国株主に提供されます。なお、当該経営統合計画に関連してSECへファイルされた又はファイルされるフォームF - 4、目論見書及びその他の全ての文書（その後の修正を含みます。）は、本臨時報告書の訂正報告書の一部を構成するものではありません。

以上